

# 令和2年度 水明会事業計画

社会福祉法人 水明会

## 《 目 次 》

I. 水明会基本理念	(3)
II. 基本方針	(3)
III. 行動計画 ～働きやすい環境づくりを目指して～	(3)
IV. 事業計画	
1、養護老人ホーム水明園 水明園（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所	(4～5)
2、特別養護老人ホーム水明園	(5～7)
3、特別養護老人ホームみよしの	(8～9)
4、水明園（介護予防）短期入所生活介護事業所	(9～10)
5、みよしの（介護予防）短期入所生活介護事業所	(10～11)
6、デイサービスセンター水明園	(11～12)
7、栄養調理	(12～13)
8、水明園訪問介護事業所	(13)
9、水明園居宅介護支援事業所・在宅介護支援センター水明園	(13～14)
V. その他の活動概要	(14～15)
VI. 事業継続計画 (Business Continuity Plan)	(15)

## I 水明会基本理念 「尊厳の保持」

介護保険制度の根底にあるのは、その人の「尊厳の保持」であることは言うまでもない。

これからの高齢化社会において「高齢者が尊厳をもって暮らす」ことを確保することが大変重要であり、その人らしい生活を自分の意志で送ることを可能とする、すなわち「高齢者の尊厳を支えるケアの確立」の実現を基本とする。

## II 基本方針

令和2年度においては、前記基本理念を踏まえて「地域共生社会の実現」が福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけられており、地域住民がそれぞれ役割を持ち支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成することを目標とする。

特に少子高齢化、人口減少に伴い、介護人材確保、定着につながる活動を推進していくことを主眼としていく。

また施設の効率的な事業運営を推進し、住み慣れた地域で安心・安全な生活ができる地域づくりを勧め地域福祉をリードする活動を実施する

## III 水明会行動計画

～働きやすい環境づくりを目指して～

水明会では、すべての職員がその能力を発揮し、仕事と家庭を両立し働きやすい環境づくりの整備を行うため次のように行動計画を策定する

### 1、産後職員の職場復帰を支援する環境を整える

- ・産休中の職員に対し現在の施設の状況等を報告する
- ・掲示物・パンフレット等による職員への周知をする

### 2、妊娠、出産、育児を行なう職員へ当法人の制度を周知する

- ・主任会議において制度の説明をする
- ・個別の相談窓口を設置する

### 3、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりと所定外労働時間の削減を目指す

- ・各部署単位で年次有給休暇の計画的付与に取り組み、働きやすい職場環境を整備する
- ・各部署内での業務の見直しと協力体制を整備する

### 4、ハラスメント防止への取組

- ・相談窓口を設置するとともに啓発活動を行い、ハラスメントの防止に努める

## IV 事業計画

### 1. 養護老人ホーム水明園（定員50名）

水明園（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所（定員50名）

#### （1）事業所運営の基本方針

##### ①時代に応じた役割の自覚と遂行

近年入所者は経済面、身体面、精神面、社会面等でさまざまな障がいや不適應を抱え入所されている。日増しに多様化するニーズへの対応は社会的な要請と捉え、養護老人ホームの今現在の社会的使命、役割を再確認しながら処遇を行う。明るく家庭的な雰囲気の中、安心、安全を提供し、地域社会におけるセーフティネットとして機能、貢献する。

##### ②幅広い入所者ニーズに対応する体制作り

重層化する入所者ひとりひとりのニーズを見極め、養護老人ホームの生活支援機能、ソーシャルワーク機能、ケアマネジメント機能、介護機能を組み合わせ適切、効果的に対応し、その能力や意欲及び人格を尊重し、自立した生活が送れるよう支援する。

##### ③処遇品質の向上

職員ひとりひとりの資質を向上させる。（立ち振る舞い。言葉使い。介護技術。）緊密性と責任感を高める。

#### （2）事業計画

##### ①尊厳の尊重

ひとりひとりが主体性をもって生活できる環境をつくる

自立した職員を目指す（自分の意見と責任感、接遇マナーなど）

##### ②“できることをいつまでも”していただくための生活支援

（ア）ひとりひとりのニーズに応じた援助により、安定した生活を提供する

（イ）要介護、支援状態を改善し、又悪化を防止するよう援助する

（ウ）精神疾患（認知症含む）の基本症状及びそれに起因する周辺症状を理解し適切に援助する

（エ）食を通して生活を支援する

##### ③“社会とのつながり”を大切にし、生活の質を高める支援

参加を促すことにより、できる限り人間関係や社会とのつながりを継続できるよう援助する。又、心身の機能低下に伴い参加や外出が困難な入所者が増加する中、ひとりひとりに合った形でつながりを継続できるよう援助する

##### ④個の力を伸ばしチーム力を高める

(ア) 職員ひとりひとりの資質の向上

「自律した職員」をめざす、接遇対応の向上、外部研修参加、定期的な介護技術研修

(イ) 風通しの良い、緊密で、責任感ある組織にする  
組織力の向上

#### ⑤栄養管理（栄養士・調理員）

##### 食を通して生活を支援する

(ア) 健康保持

個々が抱える疾病に関わる問題を食生活から本人と一緒に考える。  
資料として全体で年2回体重・血液検査等の情報をまとめ  
食事の様子を伺い病弱者等の対応・対策に反映させる

(イ) 給食懇談会の実施

時季の情報や体調管理に役立つ情報を提供する場として開催する  
又入所者の食に対する思いをその場で吸い上げていく

(ウ) ほのぼの会の開催（料理・おやつ作り）

給食懇談会での意見を反映して入所者の楽しみ・喜びの場を作っていく

## 2. 特別養護老人ホーム水明園（定員30名）

### （1）事業所運営の基本方針

#### ①（入所者の観点）安心・満足・信頼を感じる生活

安心とは 介護でも言葉でも不快を感じたくない

認知症であっても自分を大切にしてほしい

介護技術と知識はもちろん、医療知識もある職員に関わってほしい

満足とは 例え言葉に出せなくても私の気持ちや希望を汲み取ってほしい

私の人生や性格をわかってもらい、私にあった生活環境と介護を受けたい

信頼とは 敬意ある優しい言葉と態度を受けたい

職員と良好な関係を築きたい

私の家族とも良い関係であってほしい

#### ②（職員の観点）職員のチームワークと信頼関係を高めることが、よい職場環境と、上質な介護に繋がることを忘れない

### （2）事業計画

#### ①要介護状態の重い入所者の受け入れ

入所の緊急性（必要性）を見極めながら要介護状態の重い入所者を積極的に受け入れる

## ②看取り介護の推進

- (ア) 医師、看護職員、栄養士等と連携する
- (イ) 家族への連絡を丁寧・細やかに行う
- (ウ) 看取り開始時期に多職種が集まり、看取りの情報を共有して計画的に進める
- (エ) 看取り終了後に多職種が集まり、振り返りをしながら今後の看取りに繋げる

## ③“入所者の穏やかな生活”を整えるための介護日課の見直し

- (ア) ケアチームによる介護日課の見直し会議（ケア会議）を定期的に行う
- (イ) 複雑であるケア内容をわかりやすく確実に実行するための工夫改善する
- (ウ) 介護職員全員の課題として取り組み新人や中堅からの意見を吸い上げる
- (エ) 介護日課の見直しが入所者の穏やかな生活に繋がるように継続的な修正と評価を繰り返す

## ④職員の接遇マナー向上と統一

- (ア) 不適切な言葉・態度を職員全員で出し合う
- (イ) 不適切な言葉・態度をとりまとめて職員室に掲示し注意を促す（1か月間）
- (ウ) 接遇マナー会議（ケアリーダー会議）を開き、職員室に掲示した不適切な言葉・態度を適切な言葉・態度に改める
- (エ) 適切な言葉・態度を職員室に掲示し、接遇マナーとして実施する（1か月間）

## ⑤外出支援

- (ア) 入所者・家族の思い出に残る外出の計画と家族の協力
- (イ) 施設外の空気を吸う、外の景色や季節を感じるなど、ちょっとした気分転換の計画的な実行

## ⑥家族アンケートの実施による外部評価の確認と改善

- (ア) 定期的なアンケートの実施
- (イ) 家族の本音を引き出せるよう配慮する
- (ウ) 職員へのアンケート結果公表と、その改善

## ⑦入所者全員を介護職員全員が把握して対応するための包括担当制の導入

- (ア) 入所者担当をグループに分けず、全職員が別け隔てなく対応する取り組み
- (イ) 入所者会議を定期的開催して仕組みの改善を繰り返す

## ⑧記録時間の確保による、確実な介護提供記録と介護根拠の証明

就業時間内に記録時間を設け、提供した介護を取りこぼすことなく記録する

## ⑨効果的な内部研修の実施と、積極的な外部研修への参加

- (ア) 法令遵守に努め、必須研修を計画的に実施する
- (イ) 職員に外部研修への希望を確認しながら積極的に参加する
- (ウ) 特定医療行為研修、実践者研修（介護福祉士実務者研修）等への計画的、積極

的な取り組み

**⑩認知症介護プロフェッショナルの育成とチームケアでの認知症対応**

- (ア) 広島県認知症介護実践研修（実践者研修）及び（実践リーダー研修）へ積極的に計画的に受講し認知症ケア専門職を育てる
- (イ) 一人の認知症入所者を多数の職員でチームケアとして対応する

**⑪新人職員教育と統一指導の取り組み**

- (ア) 指導担当者（プリセプター）を決め一貫性のある計画的な指導
- (イ) 新人職員の年齢、性格、経歴、能力に応じた柔軟な対応
- (ウ) 指導者側への研修や振り返りの場を設ける
- (エ) 指導を終えた職員に指導方法などの感想を聞き改善に取り入れる

**⑫職員のメンタルヘルスケアと専門職としての向上**

- (ア) 上司との対話・会話の場（ダイアログ）の実施
- (イ) 職員個々の課題表出が明らかな時期に行う
- (ウ) 水明会職員能力評価面談とは別に実施する

**⑬事故発生防止**

- (ア) 危険性の把握、ヒヤリハットレポートの活用
- (イ) ヒヤリハットや事故の状況、対応が速やかに浸透する手続きと対応の「見える化」に努める

**⑭感染症対策**

- (ア) スタンダードプリコーション（標準予防策）の徹底
- (イ) 入所者のウイルス感染症（キャリア）の把握と適切な対応
- (ウ) 感染対応・衛生面の課題把握と優先順位をつけての改善

**⑮栄養管理（栄養士・調理員）**

食を通して生活を支援する

- (ア) 栄養マネジメント
  - 個々の栄養マネジメントの充実を図る
  - 栄養状態を良好に保てるよう栄養管理に努める。又、本人や家族への説明
- (イ) 情報の共有
  - 大幅な食事形態の変更があった場合や、特別な栄養管理が必要になった場合でも安心して食事摂取が続けられるよう、他職種と一緒にサポートする
- (ウ) 状態の把握と対応
  - 一人ひとりの状態を確認し入所者にあった提供方法と内容の検討
- (エ) 衛生管理
  - 安全安心、衛生管理の徹底に努める

### 3. 特別養護老人ホームみよしの（定員 個室11名、多床室18名）

#### 1、事業所の基本方針

- ①、「入所者の人格及び意思を尊重し、本人が人生を積極的に生きることを援助する」  
常に利用者に関心を持ち、その保有する生活能力を見つける姿勢をもつ  
また、本人にその能力を気付かせ、一日でも長く維持できるよう共に取り組める体制を作る
- ②、「喪失感や不安を軽減し、穏やかで安心した生活を送れるよう援助する」  
認知症や疾病等により、記憶や生活能力が低下してきても、それを補うもの・方法を検討し提供していきながら、「暮らしの場」として安心して暮らせるよう取り組む
- ③、「入所者に喜ばれるケア、家族に安心をもたらすケアをめざす」  
どんなケアも、苦痛や不安をもたらすものでは「よいケア」といえない  
必要とするケアを実践する上で、その内容や提供方法に選択肢を持たせ、本人の希望を組み込むことにより、「納得されるケア、喜ばれるケア」を目指す
- ④、「互いに協力し合い、認め合い、高め合う」環境づくりを目指す  
「関心をもつ」「情報を共有する」「自分で考える」「周りに発信する」「他者から学ぶ」「自ら行動する」の6項目を“職員の心得”として、常に意識しながら業務に取り組む
- ⑤、「地域とのつながりを大切にする」  
地域住民が「住み慣れた地域で暮らし続ける」「老人福祉への関心をもてる」ための一助となるよう、専門的知識や技術に基づいた働きかけの機会をもつ  
“教え合う・助け合う”といった相互理解の上に成り立つ、良好な関係の構築を目指す

#### 2、事業計画

- ①「入所者の人格及び意思を尊重し、本人が人生を積極的に生きることを援助する。」
  - (ア) 高齢者の尊厳に関する研修会を実施し、接遇の向上を図る。
  - (イ) 本人のできることを見つけ、本人参加型ケアプランの立案と実行に取り組む
- ②「喪失感や不安を軽減し、穏やかで安心した生活を送れるよう援助する。」
  - (ア) 四季を感じることでできる行事（参加行事の企画）
  - (イ) 認知症の理解と対応（認知症研修の実施、認知症ヒヤリハット事例の把握）
  - (ウ) 終末期へ備え（主治医から家族への説明、意向の尊重）
  - (エ) 身体拘束廃止への取り組み（定期的な委員会の実施、新人職員への指導）
- ③「利用者に喜ばれるケア、家族に安心をもたらすケアをめざす」



- (ア) 本人に喜ばれるケア（生活歴などの情報を活用、環境整備）
- (イ) 家族に安心をもたらすケア（申込時や入所時の十分な説明）
- (ウ) 安心安全を支える取り組み（設備 備品の定期点検、事故防止委員会の実施、食品に関わる各種検査、感染予防の知識向上と徹底）
- (エ) 低栄養高リスクへの対応（個々に適した栄養補助食品の充実と提供）
- (オ) 処遇マナーの向上（職員同士の評価）

#### ④「互いに協力し合い、認め合い、高め合う環境づくり」を目指す

- (ア) 基本方針（職員の心得）の共通理解を深め実践する（毎朝ミーティングで心得唱和、1日の目標発表と掲示）
- (イ) 職員評価・面談を定期的に行う
- (ウ) 資格取得・職能別研修参加の充実を図る（特定医療行為、実務者研修など）
- (エ) 入職者の習熟度に合わせ、計画的な指導を行う
- (オ) 介護の質の向上を図る（介護内容検討委員会の定期開催）

#### ⑤地域とのつながりを大切にする

- (ア) 次世代の介護職員育成の一端を担う活動を行う（地域の実習生を積極的に受け入れる）
- (イ) 地域との交流をもつ（常会美化活動・盆踊り等への積極的参加）

#### ⑥栄養管理（栄養士・調理員）

##### 食を通して生活を支援する

- (ア) 栄養マネジメント
  - 個々の栄養マネジメントの充実を図る（栄養状態を良好に保てるよう栄養管理に努める。又本人や家族が安心できる説明）
- (イ) 情報の共有
  - 大幅な食事形態の変更があった場合や、特別な栄養管理が必要になった場合でも安心して食事摂取が続けられるよう、他職種と一緒にサポートする
- (ウ) 状態の把握と対応
  - 一人ひとりの状態を確認して本人にあった提供方法・内容を検討する。又行事等（懇談会・手作りおやつ提供）楽しみや喜びの場を作る
- (エ) 衛生管理
  - 安全安心、衛生管理の徹底に努める

#### 4. 水明園（介護予防）短期入所生活介護事業所（定員14名）

(1) 事業所の基本方針（特別養護老人ホーム水明園と同じ）

(2) 事業計画

### ①安定した稼働率の確保

- (ア) 利用者、家族、ケアマネージャーより、安心・満足・信頼を感じてもらいリピーターを増やす
- (イ) 当会の関係事業所、また外部居宅介護支援事業所と連携をとり積極的に利用者を受け入れる

### ②利用前から利用後までの連携

- (ア) 利用予定者の事前面接を行った後は速やかに、受け入れミーティングを行い、本人・家族の希望、在宅での様子、施設での対応、危険性の確認など行う
- (イ) 担当ケアマネージャー、看護職員、主治医と連携を図り、速やかに伝えるべき情報を伝えるべき職種に提供する
- (ウ) 利用中の体調不良や急変などでは迅速な対応に努め、家族やケアマネージャーへ報告を行う
- (エ) 利用終了時には、利用状況を家族やケアマネージャーに詳しく伝え、安心・満足・信頼を感じてもらい在宅へのスムーズな復帰を支援する

### ③みよしのショートステイとの連携

事業所が変わっても同様のサービスを提供できるように、みよしの担当者と連携を図る

## 5. みよしの(介護予防)短期入所生活介護事業所 (定員18名)

### (1) 事業所の基本方針

#### ①安心できるサービスの提供

利用者・家族が、穏やかで安心されるケアを目指し、その人らしい生活を送り、その人らしく生きる事を援助する

#### ②在宅生活の継続支援

帰宅後も在宅生活に支障が生じないように、環境・介助の両面において、在宅での生活が長く可能となるよう援助する。

#### ③社会との関わりを持つための支援

他者との交流を持つことで社会との関わりを持った生活を提供する。

#### ④安定した稼働率(85%以上)の確保

本人や家族、ケアマネージャーが満足できる心地の良いサービスを実現し、「また利用したいショートステイ」を目指す

#### ⑤他事業所との連携

情報を留めることなく提供することで、連続性のあるサービス提供を行う。

## (2) 事業計画

### ①安心できるサービス提供

- (ア) 事前アセスメントの充実
- (イ) 情報の伝達・共有（定期・随時のミーティング実施）
- (ウ) 観察力・実行力を持った介護（健康チェックなど）
- (エ) 認知症ケアの確立へ向けて（ミーティングの活用と情報共有など）

### ②在宅生活の継続支援

- (ア) 利用者のADL・QOLを保つ援助（自立支援の声掛け・介助）
- (イ) 利用者が在宅生活を継続できるよう、その家族が介護を継続し続けるための援助（利用日程・送迎時間の配慮、緊急時受け入れ、家族への介助方法や福祉用具の提案など）

### ③社会との関わりをもつための支援

他者とのふれあいによる孤立防止（事前アセスメントを基にした個別アプローチ、施設行事への参加など）

### ④安定した稼働率の確保

- (ア) リピート利用を増やす（「行って楽しい・預けて安心・紹介して安心」）
- (イ) 利用状況の“みえる化”（各事業所へ空床情報の発信、潜在利用者の掘り起こし）

### ⑤他事業所との連携

法人内事業所間での情報交換、共有など

## 6. デイサービスセンター（通所介護・介護予防通所介護）水明園（1日の定員45名）

### (1) 事業所運営の基本方針

#### ① 個別ケア・生きがいづくり

在宅での生活を継続しつつその人らしい生活が実現できるようにするために、個々にあったケア及び本人の生活への意欲を引き出すための多彩なプログラム作り、並びに自分のやりたいことを自己決定して取り組めることを基本として実施していく。

#### ② 認知症高齢者への専門的ケア

利用者の尊厳を維持しながら、馴染みの関係のなかで自分で取り組めることを増やすことができるように個々人にあった適切なケアに取り組んでいく。また家庭での介護負担の軽減を図り、在宅介護が継続できる環境を提供していく。

#### ③ 生活機能向上への取り組み

利用者の在宅での生活行為が継続または向上していくために、身体機能訓練および生活機能訓練等を実施していく。

## (2) 事業計画

### ① 個々人にあったケアの実施

- (ア) クラブ活動（小グループ単位での活動）
- (イ) 機能訓練（身体機能訓練、生活機能向上訓練）、栄養改善、口腔ケア
- (ウ) 集団での活動（レク・体操・行事等）
- (エ) 日常生活動作の介助
- (オ) 生活相談、介護相談

### ② 認知症ケア

- (ア) 小集団でのレクリエーション、アクティビティ活動
- (イ) 潜在的能力を活用し、認知症状に応じた自立支援のための日常生活動作介助
- (ウ) 家族（介護者）への介護方法等の相談・助言、他機関との連携

## (3) 事業の種類

### ① 介護保険事業

通所介護・・・(対象者) 要介護認定を受けた市内在住の要介護者

### ② 総合事業

第一号通所事業・・・(対象者) 要支援認定を受けた市内在住の要支援者等

### ③ 受託事業

外部サービス利用型特定施設入居者生活介護における通所介護

(対象者；養護老人ホームでの特定施設入居者生活介護を受ける要介護・要支援者)

### ④ 独自事業

ほっとサロン

(対象者) 市内に住む概ね 65 歳以上の高齢者であって、つぎの双方の要件に該当する者

(ア) 介護保険での要支援・要介護認定が非該当の者（但し、要支援の認定を受けた者であっても、特別な事情により介護保険での利用可能な回数を超過する利用希望があった場合においては、当法人が認めた場合に限り、利用可能とする）

(イ) 介護予防・生活支援サービス事業対象者とならない者

体験利用…デイサービス利用を考えている方を対象に、1 日間に限り、レクリエーション・クラブ活動・昼食・体操等の各サービスを体験する場を提供する。

## 7. 栄養調理部門（各事業所共通）

### (1) 事業所運営の基本方針

安全・安心・安定の食事を提供します

## (2) 事業計画

- ①食品に関わる各種検査（食物、水質、温湿度）を実施し、衛生管理の徹底に努めていきます。
- ②緊急時でも食事を確保できる体制を目指します。
- ③いついかなる時も一定の水準の食事を提供します。
- ④それらの実現に向けて、定期的な検討会議を実施し、よりよい食事の提供を目指します。

## 8. 水明園（介護予防）訪問介護事業所

### (1) 事業所運営の基本方針

#### ①生活援助

要介護、要支援状態の利用者に対し、心身の状態や特性を考慮した上で、可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことができるための介護、支援を行う。又、利用者及びその家族に対し、専門職として介護等に関する相談や援助を行う

#### ②サービスの質の向上

より良いサービスを提供するため、職員は常に自らの言動や立ち振る舞いを意識するとともに、介護技術の向上を図っていく。その上で適切な介護技術を用いてサービスの提供を行う。又、自らのサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

### (2) 事業計画

養護・特定事業計画に同じ

## 9. 水明園居宅介護支援事業所・在宅介護支援センター水明園

### ①事業所運営の基本方針

居宅で生活している高齢者等が、住み慣れた地域の中で安心してその人らしく日々を過ごすことが可能となるよう支援していくために、多様なニーズに対応できるようケアマネジメントを実施し、援助技術の知識・技術を高めていく。

### ②事業計画

#### 1) 水明園居宅介護支援事業所

- (ア) 居宅で生活している高齢者等に、居宅サービス等が適切に利用できるように、状況に合わせた迅速な対応を心掛け、専門的視点で踏まえた居宅サービスを計画し、かつ、居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者や医療機関等との連絡調整またその他便宜の提供を行う。
- (イ) 介護支援専門員の資質の向上のために日々の自己研鑽に努めるとともに、事業所内で会議および研修会を定期的で開催し、また外部での研修会へ参加していく。

- ・居宅介護支援業務
- ・介護保険要介護認定の訪問調査（市・町からの委託業務）
- ・居宅会議（週1回程度開催：ケースの事例検討会を中心に開催）
- ・居宅研修会（月1回程度開催：ケアマネジメントに関する技術・社会資源に関する知識の習得・医療に関する研修、伝達研修等）
- ・他法人との合同事例検討会または研修会
- ・その他、介護に関する相談

## 2) 在宅介護支援センター水明園

地域の高齢者福祉に関するさまざまな要望やニーズに対して、高齢者やその介護者、地域住民及び関係機関等からの相談に応じ、必要な助言や情報提供および連絡調整等を行なう。

# V その他の活動概要

## 1. 同一労働同一賃金への取り組み

すべての従業員に対し、共通の評価制度を適用するとともに、身分に関係なく労働内容にあった給与体系を完成させる

## 2. 職場環境の整備

時間外労働の削減・有給取得率の向上を目指した意識改革を推進し、働きやすい職場環境を目指す

## 3. 障害のある人の雇用対策

障害がある人も、その能力と適正に応じた雇用の場に就き、自立した生活を送ることができるよう施設整備・職員教育・雇用の推進に取り組んでいく

## 4. 福祉人材の育成と教育への協力

職員の人材育成、資質向上を図るため、法人全体及び各部署で計画的に研修会を開催するほか、各種機関が実施する研修会へ参加する

職員の資格取得を応援するため、当法人の教育助成制度を積極的に活用できる体制を整備する

法人内に実務者研修・特定医療行為研修等の会場を設け、当法人職員のみならず外部からも参加できる研修場とし、職場内にとどまらず地域で活躍できる福祉人材を育成する

関係諸機関からの依頼に応じ、地域の小・中学生や高校生等の福祉教育等に協力し、又介護職員養成事業における実習生の受け入れや講師の派遣を行う

## 5. 地域交流

地域の行事等に積極的に参加していくとともに、地域のボランティアグループ、老人クラブ、学校、地域住民等との交流を行う

## 6. 家族との交流

入所者の家族等により構成される家族会の組織を強化し、施設側への要望・意見等を聴くことで処遇の改善を図っていく

## 7. 防災対策

定期的に防災（火災・地震・水害）訓練を実施することにより、入所者及び職員の防災意識を高めると同時に、関係諸機関や地域と連携し防災体制に万全を期す

当法人は、「江の川上流水害タイムライン」の一員として関係諸機関や地域と連携した水害対策に取り組んでいく

## 8. 法人の透明化

ホームページを活用し、常に施設での様子が見えるように充実した広報活動と併せていつでも施設見学が可能な体制を準備する

## 9. おもな施設整備・修繕・備品購入等

養護老人ホーム水明園	水明園西側物干し場増築工事	1,320,000円
	居室カーテン設置工事	800,000円
	養護居室空調工事（2部屋）	600,000円
	センサー付き3モーター低床ベッド	350,000円
特別養護老人ホーム水明園	水明園東側物干し場等増築工事	5,280,000円
	センサー付き3モーター低床ベッド	350,000円
特別養護老人ホームみよしの	みよしの東側物置場増築工事	1,760,000円

## VI 事業継続計画（Business Continuity Plan）

- 緊急事態（大地震、新型感染症の発生等）においても、従業員およびその家族の安全を確保しながら、法人の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決める事業継続計画（BCP）を策定する
- 特に本年度は、新型コロナウイルス感染拡大での対策及び、自然災害でのタイムラインに重点を置き、マニュアルの改正を含め実施する

